



熊本県公報

号外 第34号
平成24年7月24日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県有明海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙の期日
等……………(選挙管理委員会) 1
- 天草不知火海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙の期日
等……………(") 1
- 熊本県有明海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及び
選挙長職務代理人……………(") 1
- 天草不知火海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及び
選挙長職務代理人……………(") 2
- 熊本県有明海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事
務を行う場所……………(") 2
- 天草不知火海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事
務を行う場所……………(") 2
- 熊本県有明海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場
所及び日時……………(") 2
- 天草不知火海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場
所及び日時……………(") 2
- 熊本県有明海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票用紙の
様式……………(") 3
- 天草不知火海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票用紙の
様式……………(") 3
- 熊本県有明海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙立会人
のくじを行う場所及び日時
……………(熊本県有明海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長) 4
- 天草不知火海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙立会人
のくじを行う場所及び日時
……………(天草不知火海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長) 4

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第47号

漁業法(昭和24年法律第267号)第94条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第33条第1項の規定に基づき、熊本県有明海区漁業調整委員会委員の一般選挙を次のとおり執行する。

平成24年7月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

- 1 選挙の期日 平成24年8月2日
- 2 選挙すべき委員の数 6人

熊本県選挙管理委員会告示第48号

漁業法(昭和24年法律第267号)第94条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第33条第1項の規定に基づき、天草不知火海区漁業調整委員会委員の一般選挙を次のとおり執行する。

平成24年7月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

- 1 選挙の期日 平成24年8月2日
- 2 選挙すべき委員の数 9人

熊本県選挙管理委員会告示第49号

漁業法(昭和24年法律第267号)第94条において準用する公職選挙法(昭和25

年法律第100号)第75条第3項の規定に基づき、平成24年8月2日執行の熊本県有明海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及び選挙長に事故あるとき又は欠けたときその職務を代理すべき者は、次のとおりである。
平成24年7月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

選挙長

氏名 米田 哲也
住所 熊本県熊本市西区沖新町1-3

選挙長職務代理者

氏名 林田 孝則
住所 熊本県熊本市西区沖新町132

熊本県選挙管理委員会告示第50号

漁業法(昭和24年法律第267号)第94条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項の規定に基づき、平成24年8月2日執行の天草不知火海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及び選挙長に事故あるとき又は欠けたときその職務を代理すべき者は、次のとおりである。
平成24年7月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

選挙長

氏名 八里 政夫
住所 熊本県葦北郡芦北町大字計石468

選挙長職務代理者

氏名 平野 義徳
住所 熊本県葦北郡芦北町大字田浦町1251

熊本県選挙管理委員会告示第51号

平成24年8月2日執行の熊本県有明海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。
平成24年7月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

熊本県選挙管理委員会室(熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館3階)

ただし、候補者届及び候補者辞退届の受付は、熊本県庁新館2階201会議室で行う。

熊本県選挙管理委員会告示第52号

平成24年8月2日執行の天草不知火海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。
平成24年7月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

熊本県選挙管理委員会室(熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館3階)

ただし、候補者届及び候補者辞退届の受付は、熊本県庁新館2階201会議室で行う。

熊本県選挙管理委員会告示第53号

漁業法(昭和24年法律第267号)第94条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第77条第1項及び同法第78条の規定に基づき、平成24年8月2日執行の熊本県有明海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。
平成24年7月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

1 場所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁新館2階201会議室

2 日時 平成24年8月3日 午後3時30分

熊本県選挙管理委員会告示第54号

漁業法(昭和24年法律第267号)第94条において準用する公職選挙法(昭和25

年法律第100号)第77条第1項及び同法第78条の規定に基づき、平成24年8月2日執行の天草不知火海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成24年7月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

- 1 場所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁新館2階201会議室
- 2 日時 平成24年8月3日 午後3時45分

熊本県選挙管理委員会告示第55号

海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令(昭和25年農林省令第50号)第4条第1項の規定に基づき、平成24年8月2日執行の熊本県有明海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票用紙の様式は、次のとおりである。

平成24年7月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">(名) 候補者氏名 (称)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	(名) 候補者氏名 (称)		<p style="text-align: center;">平成二十四年執行 熊本県有明海区漁業調整 委員会委員一般選挙投票 用紙</p> <p style="text-align: center;">○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、書かないこと。</p>
(名) 候補者氏名 (称)			

備考

- 一 規格は、縦9センチメートル、横13センチメートルとする。
- 二 紙の色は、白色とする。
- 三 文字の色は、紺色とする。
- 四 「熊本県選挙管理委員会之印」は、朱色、刷込とする。

熊本県選挙管理委員会告示第56号

海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令(昭和25年農林省令第50号)第4条第1項の規定に基づき、平成24年8月2日執行の天草不知火海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票用紙の様式は、次のとおりである。

平成24年7月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(名)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">候補者氏名</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(稱)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(稱)</td> </tr> </table>	(名)	候補者氏名	(稱)	(稱)	<p style="text-align: center;">平成二十四年執行 天草不知火海区漁業調整 委員会委員一般選挙投票</p> <hr style="width: 50%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名（法人の場合は名称） は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名（法人の場合 は名称）は、書かないこと。</p>
(名)	候補者氏名				
(稱)	(稱)				

備考

- 一 規格は、縦 9 センチメートル、横 13 センチメートルとする。
- 二 紙の色は、クリーム色とする。
- 三 文字の色は、紺色とする。
- 四 「熊本県選挙管理委員会之印」は、朱色、刷込とする。

熊本県有明海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長告示第 1 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 94 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 76 条の規定に基づき、平成 24 年 8 月 2 日執行の熊本県有明海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成 24 年 7 月 24 日

熊本県有明海区漁業調整委員会委員一般選挙
選挙長 米田 哲也

- 1 場所 熊本県庁本館 3 階選挙管理委員会室
- 2 日時 平成 24 年 7 月 30 日 午後 5 時

天草不知火海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長告示第 1 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 94 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 76 条の規定に基づき、平成 24 年 8 月 2 日執行の天草不知火海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成 24 年 7 月 24 日

天草不知火海区漁業調整委員会委員一般選挙
選挙長 八里 政夫

- 1 場所 熊本県庁本館 3 階選挙管理委員会室
- 2 日時 平成 24 年 7 月 30 日 午後 5 時 30 分